

## 道路交通法違反被告事件について

### 事案の概要及び主な争点

- ◇ 本件は、被告人が、普通乗用自動車を運転中、被害者に衝突する交通事故を起こした後、直ちに被害者の救護や警察官への報告をしなかったとして起訴された道路交通法違反（救護・報告義務違反）の事案である。
- ◇ 被告人は、事故後、車両の運転を停止して事故現場付近で被害者を捜したものの、発見できないまま、コンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入・摂取するという行動に及び、その後、発見された被害者に人工呼吸をするなどしていた。
- ◇ 主な争点は、本件の被告人の行為が、道路交通法72条1項前段の救護義務に違反するか否かである。

[参考] 道路交通法72条1項前段（抜粋）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の…運転者等…は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

### 1審判決及び原判決

- ◇ 1審判決（長野地裁）は、被告人が、コンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入・摂取したことによって救護等の措置を遅延させたというべきで、直ちに救護等の措置を講じなかったとし、救護・報告義務違反が成立するとして、被告人を懲役6月に処した。これに対し、被告人が控訴した。
- ◇ 原判決（東京高裁）は、被告人がコンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入・摂取することに要した時間は1分余りであり、その後被害者に人工呼吸をしていたことなどに照らすと、直ちに救護の措置を講じなかったと評価することはできないから、救護義務違反は成立しないとして、1審判決を破棄し、その場合、報告義務違反については既に公訴時効が完成しているとして、被告人に対して無罪を言い渡した。これに対し、検察官が上告した。